

第 62 回 鎌倉市緑政審議会 議事録(案)

日 時：平成 28 年 1 月 15 日(金) 15 時 00 分～17 時 20 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：興水肇会長、越澤明会長職務代理

北山武征委員、煙原郁子委員、二松工委員

入江彰昭委員、岩田晴夫委員、志村直愛委員、藤原良章委員

欠席委員：石川幹子委員

興水会長：第 62 回鎌倉市緑政審議会を開催させていただきます。事務局から、委員の出席状況等について、報告をお願いいたします。

永井みどり課長：石川委員からご欠席のご連絡が入っております。また、越澤会長職務代理から少々遅れるという連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がございますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

興水会長：次に、本日の次第の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

永井みどり課長：お手元にお配りしている次第(案)について、説明いたします。最初に審議事項として、「傍聴者の取り扱いについて」、「会議資料の公開について」、「前回審議会議事録の確認」の 3 議題、次に、報告事項として、「(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について」、「緑地保全推進地区制度の見直しについて」の 2 議題を予定しております。

(意見なし)

興水会長：特にご質問ご意見なければ、この次第に沿って審議を進めてまいります。

1 審議事項

(1)傍聴者の取り扱いについて

興水会長：では、次第 1 の審議事項(1)の傍聴者の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：1 月 1 日号の市の広報、また、市のホームページ上に、傍聴についての記事を掲載しましたところ、5 名の方が傍聴を希望されました。会議の公開につきましては、「緑政審議会会議の公開等に関する取り扱い要領の 1」に基づき審議会にお諮りすることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

興水会長：「緑政審議会会議の公開等に関する取扱要領の 1」では、会議の内容を公開することが、適当でないと審議会が判断した場合は、公開しないことが出来るとあります。先ほどご確認いただきました次第 1 は、前回審議会議事録の確認などの「審議事項」、次第 2 は「報

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

告事項」、次第 3 は、「その他」として、審議会内部に関わる内容や次回の日程調整などとなっています。したがって、次第 2 の「報告事項」を傍聴可能とすることが適当と思いますが、改めて決めておく必要がありますので、ご意見があればお願いします。

(意見なし)

興水会長：特段ご意見無いようなので、報告事項を傍聴可とします。

(2) 会議資料に公開について

興水会長：次に、審議事項(2)会議資料の公開について、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：本日の会議資料についてご説明いたします。お手元の資料をご確認ください。資料 1 は、前回議事録です。これにつきましては、審議事項(3)におきまして、ご確認いただいた後、鎌倉市情報公開条例に基づき、請求があれば公開することといたします。資料 2-1 から 2-3 まだが、「(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について」の資料、資料 3-1 から 3-9 まだが、「緑地保全推進地区制度の見直しについて」の資料として配付させていただいております。以上、会議資料の公開についてご確認をお願いします。

興水会長：会議資料について、事務局から説明がありました。「緑政審議会会議の公開等に関する取扱要領の 6」では、審議会が、支障があると認める場合を除き、傍聴者に貸与することとなっておりますが、いかが取り扱いますでしょうか。先ほどご承認をいただきました報告事項 2 の(1)、(2)に関連する資料 2、3 を傍聴者に貸与することが適当かと思います。もしご異論が無ければ貸与することとします。

(意見なし)

興水会長：では、そのようにいたします。

(3) 前回審議会議事録の確認

興水会長：次に、審議事項(3)、前回審議会の議事録の確認について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：事務局から事前に送付させていただき、ご確認をお願いいたしました前回議事録につきましては、岩田委員、二松委員、北山委員から修正のご指摘がございました。ご指摘に沿って修正した議事録(案)を、資料 1 としてお手元に配付してございます。主な修正箇所について簡単にご説明いたします。18 頁 5、22 行目の岩田委員の発言について、「近郊緑地」を「近郊緑地特別保全地区」とする修正をしました。18 頁 16 から 19 行目、22 から 24 行目の二松委員、岩田委員の発言について、動植物の種の名前を伏せました。18 頁下から 3 行目の北山委員の発言について、「定質的な」を「適正な」とする修正をしました。22 頁下から 10 行目の岩田委員の発言について、動物の種の名前を伏せました。26 頁 7 行目岩田委員の発言について、「工夫する」を「日陰を設けるとか工夫する」に、20 行

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

目の「浸透性」という言葉を「透水性」に改めました。26 頁 22 行目の岩田委員の発言について、「下の」を「地中の」に修正しました。その他、岩田委員、二松委員のご発言について文言を整える修正がございましたので、事務局の方で修正させていただいています。以上、ご確認をお願いいたします。

興水会長：前回の議事録につきましては、今のご説明がありましたように一部修正とのことですが、いかがでしょうか。ご発言があった岩田委員、二松委員、北山委員いかがですか。

(意見なし)

興水会長：それでは、前回審議会の議事録を確認したことといたします。

2 報告事項

(1) (仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について

興水会長：それでは、次第 2、報告事項の(1)「(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について」、事務局から報告をお願いします。

館下公園課長：(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について報告させていただきます。(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計につきましては、昨年 7 月の前回の当審議会において、事前に(仮称)山崎・台峯緑地の保全に至る経過や平成 18 年から同 19 年にかけて当審議会へ 8 回のご報告をし、大変貴重なご意見をいただきました。この間に基本構想、基本計画の策定、平成 19 年 11 月に都市計画決定をしまして、翌 12 月には基本設計の確定をしました。その後約 8 年間経過し、この間用地の取得を続けた結果、現在では全体の約 8 割の用地を取得しました。鎌倉中央公園拡大区域につきましては、今後平成 28 年度、29 年度の 2 ヶ年でこれから説明いたします実施設計を基に工事を実施し、平成 30 年度当初の開園を目指しています。説明につきましては、担当からさせていただきます。

加藤公園課担当：それでは、(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計についてご報告させていただきます。基本設計の策定を平成 19 年に行っており、当審議会でもご報告をさせていただいておりますが、約 8 年近くの期間があいておりますことから、まずは当緑地の保全方策の経過ならびに概要をご説明いたします。

黄色で囲われた部分は既存の鎌倉中央公園であり、(仮称)山崎・台峯緑地につきましては、中央公園に隣接した拡大区域として赤く囲われた箇所の約 27.5ha、都市計画決定された区域の青く囲われている箇所は平成 23 年 9 月に改訂された鎌倉市緑の基本計画に都市緑地候補地として位置づけられた区域の約 9.2ha、合わせて約 36.7ha を区域としています。こちらの赤く囲われた区域が鎌倉中央公園の拡大区域、青色の部分が都市緑地候補地、黄色の部分が供用開始しています鎌倉中央公園の区域です。

続きまして、当緑地の保全に向けた経緯についてご説明します。昭和 46 年に住宅地の開発計画が浮上し、昭和 51 年には市民により開発反対の署名陳情を県・市議会に提出され

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

ましたが、平成 3 年には事業者による土地利用計画公開及び説明会開催され、さらに平成 8 年、鎌倉市山崎台土地区画整理組合設立準備委員会結成されるなど、長年にわたり開発の危機にさらされてきましたが、多くの市民からの保全要請、市民団体等による粘り強い保全活動が行われました。

市はこの貴重な自然環境を保全すべく、平成 8 年に策定した鎌倉市緑の基本計画において、対象地を鎌倉中央公園拡大区域として位置づけ、平成 12 年には対象地を都市計画公園として整備していくとした三大緑地保全のための新たな基本方針を定めました。

また、土地区画整理事業の早期実現を目指していた鎌倉市山崎台土地区画整理組合設立準備委員会は平成 13 年に「鎌倉市まちづくり条例」に基づく大規模開発事業届書を市に提出し、平成 14 年には「施行区域となるべき地区の公告」を申請していますが、市では協議を重ね、平成 16 年に土地区画整理事業の施工が予定されていた区域については、鎌倉市山崎台土地区画整理組合設立準備委員会との間で緑地保全の基本的方向性がまとまりました。そして、平成 19 年には区域の都市計画決定を行いました。

整備内容は平成 18 年 7 月に基本構想の確定、平成 19 年 6 月に基本計画、平成 19 年 12 月には基本設計の確定を行っています。その後、平成 22 年から用地取得を行っており、こちらについては現在進行中でございます。そして実施設計の(案)の説明会を平成 26 年 7 月 24 日と 25 日にそれぞれに実施し、およそ 201 件の多数意見をいただき、それに基づき平成 27 年 9 月に実施設計を策定しております。

基本構想、基本計画、基本設計においては、理念と方針を（仮称）山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える、としており、鎌倉市における貴重な自然環境の保全として、①自然環境の多様性の維持、②貴重種等の生育環境の維持、鎌倉の都市景観資源としての保全として、①北鎌倉方面からの緑地景観の維持、②台峯緑地内の特徴的な景観の維持を提唱しており、実施設計策定におきましてはこの理念の基、策定しております。

こちらは基本計画で掲げている当該緑地の現存植生図になります。平成 15 年の自然環境調査の結果を基に作成しております。図の中では緑色が多くを占めています。緑色はやブコウジ-コナラ群集です。こちらが緑地内の大半を占めていることが読み取れます。

その植生分布や生態系に基づきまして、緑地内の整備の方針をゾーニングしております。

緑色に囲われた範囲は源流の森と里山の保全ゾーン、オレンジ色で囲われた範囲は里山の保全ゾーン、黄色で囲われた範囲は里山の再生ゾーン、青色で囲われた範囲は景観緑地と里山の保全ゾーンとしてゾーニングしています。

各ゾーンにつきまして、ご説明させていただきます。まず、源流の森と里山の保全ゾーンにつきましては、ため池の集水域や湿地、常緑広葉樹の自然を保全しながら台峯の谷戸の源流域を守るゾーンとし、水源涵養機能の維持向上としてヤブコウジスダジイ林等の自然林へ遷移誘導、間伐等による複層林化の促進を目指します。

里山の保全ゾーンにつきましてはヨシ等の湿地やコナラ林等の雑木林を適切に維持管理しながら里山の自然と景観を保全するゾーンとし、ヤブコウジスダジイ群集の保全と

明るく林床豊かなコナラ林への誘導を目指します。

里山再生ゾーンにつきましては、耕作放棄地となった清水谷戸を里山の環境に積極的に再生するゾーンとし自然林のヤブコウジースダジイ群集を保全しつつ、スギ・ヒノキ等の二次林の再生を図ることを目指します。

景観緑地と里山の保全ゾーンにつきましては、北鎌倉の景観を形作る斜面緑地を適切に保全し、尾根筋に残された里山の環境・景観を保全するゾーンとしていますが、現在、範囲が確定していないため、具体的な位置づけはなく、用地買収の見込みがついた段階で、検討していかなければならない事項となっております。

また、台峯緑地は 4 つの湿地環境から形成されており、最上流部については源流域の湿地保全エリア、ため池の下流部の湿地は里山の湿地保全エリア、最下流部については里山の湿地再生エリア、清水谷戸については水田・湿地再生エリアとしています。

各エリアにつきまして、ご説明させていただきます。源流域の湿地保全エリアにつきましては、ため池や源流域のハンノキ群落などの自然性の高い湿地環境と生態系、景観を保全するエリアとし、里山の湿地保全エリアにつきましては、倉久保の谷戸に残されたヨシ湿地景観と生態系を保全するエリアとし、里山の湿地再生エリアにつきましては谷戸の最下流部で乾燥化が進む湿地を改善し、開放的な湿地景観と豊かな生態系を再生するエリアとし、水田・湿地再生エリアにつきましては、清水谷戸の水田放棄地を水田や湿地に再生し、参加体験型の環境学習を積極的に提供するエリアとしています。

湿地環境については、台峯緑地内における豊富な生態系であるフクロウ・カワセミ・ホトケドジョウ・ゲンジボタル・クロヨシノボリ・ヘイケボタル・マシジミ等の生息生育環境の保全を目指し、設定しています。

この理念、ゾーニングを踏まえ、策定した実施設計についてご説明いたします。

はじめに、散策路についてご説明いたします。あわせて資料 2-1 の 7 頁をご覧ください。この散策路の整備は現道を基本とし、現道がない部分、図面上では破線部分にあたりますが、こちらの部分につきましては、供用開始後の状況に応じて整備します。

散策路の路面は、現地の土を整地し転圧するものとし、散策路にアスファルトやコンクリートによる舗装はしません。

階段の設置についてご説明いたします。画面上の赤丸のついている部分に階段を設置します。階段については利用者の安全上、勾配が急な箇所に設置します。こちらが階段の構造図となり、資料 2-1 の 9 頁となります。用いる材料については、可能な限り現地発生材を使用します。しかし、発生材で対応できない箇所については購入した木材を用いて設置します。

設置する柵についてご説明させていただきます。設置する柵のうち、画面上の赤丸のついている部分に安全上必要な転落防止柵を設置します。転落防止柵の構造図になります。資料 2-1 の 10 頁となります。こちらにつきましては、耐久性を考慮し、製品としますが、切丸太を用いるなど、景観に配慮した製品を使用します。設置する柵のうち、ロープ柵に

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

についてご説明いたします。画面上の青丸のついている部分に安全上必要なロープ柵を設置します。こちらがロープ柵の構造図になります。資料 2-1 の 10 頁となります。こちらも転落防止柵と同様に耐久性を考慮し、製品としますが、市販されている切丸太を用いるなど、景観に配慮した製品を使用します。

フェンスの設置についてご説明いたします。画面上の赤丸のついている部分に安全上必要な箇所にフェンスを設置します。こちらは山崎子ども会館入口の公園境界、山ノ内配水池入口の西側道路と広場の境界に、境界明示・転落防止のため、フェンスを設置します。こちらがフェンスの構造図となります。資料 2-1 の 11 頁となります。高さ 1.2m のメッシュフェンスを設置します。

設置するサインについてご説明いたします。設置するサインのうち、画面上の赤丸の部分に設置します。散策路の分岐点に設置をすることとしていますが、都市緑地候補地の範囲が確定していないため、点線の白抜き、画面上の破線の丸で囲われたものについては初期整備では設置しません。こちらが誘導サインの構造図になります。資料 2-1 の 14 頁となります。耐久性を考慮し、製品としますが、切丸太を用いるなど、景観に配慮した製品を使用します。設置するサインのうち規制サインについてご説明いたします。画面上の青丸のついている部分に設置します。こちらは湿地の入口部分、ため池堤体およびため池の脇であり、湿地の保全並びに安全上を考慮し、規制するものです。こちらが構造図になります。資料 2-1 の 14 頁となります。誘導サインと同様に、耐久性を考慮し、製品としますが、切丸太や擬木を用いるなど、景観に配慮した製品を使用します。

案内板の設置についてご説明いたします。設置する案内板のうち、画面上の赤丸のついている部分に入口案内板Aを設置します。こちらは配置予定の建物の脇に設置する案内板となります。こちらが入口案内板Aの構造図となります。資料 2-1 の 13 頁となります。耐久性を考慮し、製品としますが、切丸太や擬木を用いるなど、景観に配慮した製品を使用します。設置する案内板のうち、画面上の青丸のついている部分に入口案内板Bを設置します。こちらは建物の無い入口部分に設置します。こちらが入口案内板Bの構造図となります。資料 2-1 の 14 頁となります。入口案内板Aと同様に、耐久性を考慮し、製品としますが、切丸太や擬木を用いるなど、景観に配慮した製品を使用します。入口案内板A、Bの違いにつきましては、建物の有無により、掲示スペースを確保するために違いを設けています。柵、サイン、案内板については基本設計では間伐材を使用すると提唱していましたが、耐久性を考慮し、景観に配慮した製品を使用することとしています。

ため池の改修についてご説明いたします。画面上の赤丸の部分がため池です。本実施設計において地質調査を行った結果、地震時に堤体が崩壊する可能性が高いという解析結果が出ました。結果を踏まえ、基本設計でも提唱されている、堤体の表面を階段上に切土を行い、そこに盛土を行う、段切り工法による堤体の改修を行います。17 頁をご覧ください。こちらが先ほど申し上げた段切り工法となりまして、既存の堤体を階段状に切りまして、盛土をおこなうものです。赤く囲まれたケース 3 の図面が今回設計した堤体改修の断面図

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

となります。当初赤枠横のケース 2 で改修することを設計していましたが、堤体下流側に植生しているハンノキにできる限り考慮し、本設計における断面としています。ケース 2 より堤体の高さを 1m 下げたことにより、裾の広がり进行を狭くし、可能な限り伐採するハンノキの本数を減らしました。こちらが堤体改修の平面図となります。資料 2-1 の 18 頁の平面図となります。こちらに取水施設、余水吐等の整備を行い、ため池の排水が整備後可能となることから必要に応じた浚渫作業が可能となります。また、今回の工事においてため池の底泥を除去します。

ため池の改修に伴う、工事用仮設通路について説明いたします。資料 2-1 の 19 頁となります。赤く記された検討ルート②を線形とします。山崎子ども会館脇から約 200m の橋の設置箇所②までは、既存散策路と同じ線形での工事用仮設通路を整備することを検討していましたが、水路脇の平場を利用し、できる限り水路に影響のないルートとします。また、山崎子ども会館入口から橋の設置箇所①までは最大幅員を 2.5m とし、橋手前の平地を資材置き場として活用することとしています。橋の設置箇所①からため池までは最大幅員を 1.8m とし、山裾の散策路を利用しながら樹木伐採等を行い、幅員を確保します。なお、既存散策路分岐点から橋の設置箇所②までの区間は供用開始後も管理用通路として残置しますが、散策路としては利用しません。こちらの図面が仮設路の断面図となります。こちらにつきましては、土壌汚染等を考慮し、土木シートを敷いた上で碎石を敷き、その上に敷鉄板を敷きます。また前述でも申し上げました管理用通路として存置する部分についても、敷鉄板は撤去いたします。

湿地水路の復元について、ご説明いたします。資料 2-1 の 27 頁となります。画面上の青く囲われた水路の整備について、基本設計で実施を検討していた、みずみちの保全、木橋の設置、洗掘防止、分水堰の設置、刈払いについては説明会や意見募集での意見として多くの方から、現況を大きく改変することを望まず、現状を極力維持すべきとの意見が寄せられたことから初期整備では実施せず、供用開始後の維持管理の状況を踏まえて対応することとします。図面上の赤丸で囲われた部分については、水路のヒューム管は撤去し、木橋を設置することとしていましたが、耐久性を考慮し、コルゲート橋を設置します。こちらが平面図となります。そしてこちらが断面図となります。

配置する建物についてご説明させていただきます。こちらの赤丸部分に建物を配置します。山ノ内配水池入口、清水谷戸入口に体験作業棟 2 棟、日当入口、山崎子ども会館入口、清水谷戸入口に用具庫 3 棟、計 5 棟の建物配置を検討しています。なお、基本設計では屋根材を瓦としていましたが、重量が軽く耐久性のあるガルバリウム鋼板を使用します。また、外壁は耐久性、メンテナンスの観点から土壁風ではなく木製とし、意匠の観点から用具庫の入口はシャッターではなく、引き戸とします。その他入口部分についてもアスファルトやコンクリート舗装を避け、碎石の転圧などで舗装することとし、それぞれに入口案内板 A を設置いたします。しかし、国費等の予算配分により全て設置できない場合が考えられ、その場合は地元団体の方とより協議調整を図っていくこととします。

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

まずは山ノ内配水池入口の建物について、説明いたします。資料 2-1 の 23 頁となります。こちらには体験作業棟を 1 棟、駐車スペース 3 台分を配置します。こちらが現況の写真となります。イメージとしてはこの位置に建物を建築します。また、植栽の配置ですが、このように、北側に芝張りを行い、建物脇にはイロハモミジを 2 本植樹します。

日当入口の建物についてご説明いたします。資料 2-1 の 25 頁となります。こちらには用具庫を 1 棟配置いたします。平場が多く確保でき、維持管理用車両の駐車場であることから、駐車スペースを最大 5 台の範囲内で駐車できるものとします。こちらが現況の写真です。イメージとしてはこの位置に建物を建築します。また、植栽の配置ですが既存のウメの木 5 本活かし、軽剪定を行い、その他の新たな植栽は行いません。

山崎子ども会館の建物についてご説明いたします。資料 2-1 の 28 頁となります。こちらには用具庫を 1 棟配置いたします。駐車スペースには基本設計と同様に 2 台分を確保しています。こちらが建物廻りの現況の写真となります。イメージとしてはこの位置に建物を建築します。また、植栽の配置ですが、法面がございますので、そちらには芝張り、建物脇にはイロハモミジを 1 本植樹いたします。

清水谷戸入口の建物についてご説明いたします。資料 2-1 の 29 頁となります。こちらには体験作業棟 1 棟、用具庫 1 棟それぞれを配置します。駐車スペースは 5 台分確保していますが、そのうちの 1 台分については身障者用スペースとしています。こちらには水田があることから、水路などを整備し、体験学習等に活用できるスペースとします。こちらが体験作業棟配置予定箇所の現況写真です。イメージとしてはこの位置に建物を建築します。こちらが用具庫配置予定箇所の現況写真です。イメージとしてはこの位置に建物を建築します。植栽の配置ですが平場が多くあることから、用具庫前には芝張りを行い、また、ウメの木が建物脇に隠れてしまいますので、移植を行います。

初期整備の樹林整備についてご説明します。こちらは初期整備における樹林地の整備図です。資料 2-1 の 32 頁となります。こちらは、仮設路の脇など、整備に必要最低限の樹林に止めるものとします。また、開園後の維持管理につきましては、冒頭で申し上げた基本設計までの維持管理方法に基づいた維持管理方針を作成し、その維持管理方針を基本に管理を実施します。

供用開始後の運営管理計画をご説明いたします。こちらはイメージ図となります。資料 2-1 の 33 頁となります。公園管理は指定管理者制度の導入を検討しております。また、協議会を設立し、市と指定管理者、市民との協働により管理運営を実施します。

初期整備および維持管理により発生する木材の活用の検討についてご説明いたします。資料 2-1 の 34 頁となります。検討結果といたしましては、初期整備に発生する間伐材については、木階段として利用することとし、その他に発生した間伐材は場外に搬出します。

建築物における自然エネルギーの活用を検討についてご説明いたします。資料 2-1 の 36 頁となります。体験作業棟の施設規模や配置、立地条件、整備予算等の面から、今回は自然エネルギーの活用は困難と判断し、見送ることとしました。また、自然エネルギー利用

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

設備の導入が困難なため、体験作業棟には断熱材を入れ、複層ガラスとすることで気密性を高くし、エアコン等の消費電力の軽減に寄与する構造としました。

清水谷戸入口部分の其中庵の民間活用を検討についてご説明いたします。資料 2-1 の 38 頁となります。其中庵にはお堂が存在しており、この其中庵は有料区域として、入口の茅葺き門、お堂等の建物と庭園を再建すると共に、料理店等収益施設を導入した P F I 事業とします。こちらはその比較検討資料となり、資料 2-1 の 40 頁には同じ表を記載しております。検討結果は、前述で申し上げたとおり、其中庵全体を料理店に貸し出すことで収益を得られるとしています。

防災工事の検討についてご説明いたします。資料 2-1 の 41 頁となります。画面上に赤丸で記された部分には落石防止網を設置することとします。公園内の急斜面地として勾配が 30 度以上ある箇所を確認し、さらに軟岩の切土勾配 60 度以上の箇所を抽出しました。そのうち画面上赤丸の 2 箇所に落石防止網設置します。

最後の頁になりますが、本工事における整備費用は約 2 億 8,800 万円を見込んでいます。

以上で報告を終わります。

興水会長：ありがとうございました。なにかご質問、ご意見はないでしょうか。

岩田委員：少し解説をしたいと思います。平成 19 年に台峯の基本計画を策定以前に、当審議会でも色々議論をしたのですが、自然環境調査を実施しています。鎌倉市内の保全対象緑地 22 箇所をどのように保全すべきかということを緑の基本計画の中の少なくとも初期の提案として、鎌倉市としてはかなり多額の予算をとって統一基準をもって、自然環境調査は行われたのですが、その結果に基づいて、こういうようなもの（『鎌倉市自然環境調査一概要版一』を示す。）ができた。今日、石川先生はいらっしゃらないのですが、石川先生のおかげで、こういう 1ha と 5ha 単位の集水域を設定して、その中で、自然環境調査を行った。その結果をまとめたのが平成 15 年ですが、その直後、広町と台峯緑地について、私の方でデータを集計しまして、例えば、調査の指標種、貴重種、重要種、重要な、主要な生息環境などを設定したのですが、それらをこんな感じでマッピングしました。これらのデータを基にして、台峯の基本構想、基本計画はどこをどのようにしよう、復元しよう、管理しようとなったものです。多分、その部分が、前の担当者の方は理解していたと思うのですが、公園課の方も大分世代が変わってしまったものですから、ちょっと心配になったものですので、まず話させていただきました。この間、色々なことがあったのですが、広町緑地の方に時間を取られていたと思うのですが、台峯の計画が出てくるまでに、非常に長い年月を使ってしまったわけです。まず、その理由を説明していただいた方が良いのではないかと思います。

興水会長：作業が進みまして、今日は実施設計の報告があったのですがけれども、資料 2-1 の 2 頁、実施設計に至る前の段階、基本構想、基本計画、基本設計という節目節目の考え方のまとめた段階のものがあったわけです。そういうものについても、もう少しきちんと意識しておいた方が良いのではないかという岩田委員からのご意見がありました。それから、この

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

計画を作るにあたって、ご存知の方はいるかもしれませんが、調査方法を一元化して、鎌倉市の緑地の自然環境はどのようなものかを示した自然環境調査は大事なので、最終的にはどこかに書いてほしいとの意見でした。それから、台峯と広町緑地の事業の進捗の違いについてですか。

岩田委員：私の方から資料を提供して、それを基に基本構想を作ったことを、前の課長までは理解されていたのですが、引継ぎが非常に心配で。あと、広町の方が先行され、台峯の方は、手続きが少し遅れたので、何か特別な理由がおりなのかを説明いただきたいです。

興水会長：自然環境調査をやって、基本構想なりを策定し、それとあわせて、市民の方々の熱心な取り組みというものがあつたわけですから、特に台峯の方が広町に比べて表面に浮かび上がらないわけですけどもその辺を知りたい。どこかで機会をつくらねばならないですね。実施設計という話ではないかもしれないですけどね。

館下公園課長：平成 19 年に基本設計を策定してから、確かに時間が経過してしまっていて、広町を先行して整備を進めた経過がございます。勿論国からの補助の都合等ございまして、同時にはちょっと難しかったというのはございます。その間、主には市としては用地の取得を順次してきました。8 年くらいかけて、ようやく 8 割くらいの取得が出来たということです。その間、地元の保全団体の皆さんとは、台峯保全連絡会という形で、定期的に集まっていたいて、活動の情報の共有化ですとか話し合いをしていただいていたわけですけども、具体的に整備、開園という前提ではなくて、それに至るまでの保全、管理についてご協力、ご意見いただきました。活動は継続してきたわけです。整備着手まで至ってない中で、8 年経ちましたので、活動の内容がだんだん小規模化したりしている時期もありました。今後、開園に向けて整備する予定ですので、市民団体の方とは先ほど説明がありましたような管理、運営の組織を立ち上げるに当たって、準備会等を作って、まず参加していただく方向に今後進んで行きたいと考えています。

岩田委員：市の方も人員が削減されたり、予算の問題もありまして、それは当然理解をしています。8 年かかったとなつてはいるのですが、そうすると自然環境調査というのは、本来 10 年おきくらいに補足調査をしないと、現況からかなり乖離してしまう。例えば、自然環境調査がまとめられたのは平成 15 年です。その前の 2 年間に調査したのですが、もう 10 年以上経っています。そうすると、現場の方もご存知だと思うのですが、調査結果と今の状況がかなり変わっている部分があります。特に池の周り等はかなり変わっています。池の水質も変わっています。特に池の問題はこの整備計画において根幹になります。池をどういう風に整備するかによって仮設道路をどうするか等色々引っかかってくる。そこを省略化できるのであれば、簡易的なもので済むかもしれない。それを一番心配している。本来ならば、補足調査をなさというのが本筋なのですが、時間的にもお金もたぶん無いのでできないので、ずっと私は緑化推進専門委員として毎月 1 回はモニタリングをしていますので、それによって補足されていると言われればそれで済んでしまうのですが、池に限って言うならば、大きな問題がある。エビモが勝手に入れられている。ブラックバスがい

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

る。その後、また、ハスが入れられてしまった。定常的にどうしても土砂が流入しやすい。水質が悪化している。色々と悪循環がある。谷戸全体を見ても山崎小学校のところの三面護岸ができてしまっているわけですがけれども、排水が良くなった結果、谷戸全体が乾燥化の方向にいつている。その一方で、斜面林が大きくなっている。それから、本来湿地だったところにハンノキが生えて大きくなってしまっている。そうすると湿地が乾燥化する。湿地が乾燥化すれば、また水はけが変わってくる。今度、斜面林が重たくなってくる。どんどんどんどん悪循環に陥っている。そこにまた池を整備しようとする、水位を上げるかもしれない。水位をどこに保つかによって、斜面林の管理も変わってくる。トータルで変わっているので、微妙なバランスを保つのが非常に難しいのです。その辺りの視点をどこにおいて、どういう判断で計画になっているのかがいま一つ捉えきれないので心配している。工法自体はある程度理解できるのですが、例えば、池の水位をどこに保つか、先ほど色々説明がありましたが、そこに無い方法としましては、例えば、今、神奈川県藤沢土木事務所が引地川の遊水地を整備しています。コンクリートなるべく使わないで、30cm 位の幅でガーッと切ってしまって、粘土を圧入します。これによって保水能力を高めている。それから、今の提体の部分に限って話を進めていくと、あの計画でやると非常に大きな問題があります。これは、伊東課長に渡したはずなのですが、1995 年に実は谷戸の池の総合調査を私は行っている。これは、環境事業団から 300 万円の補助金を頂いて、総合的な自然環境調査を行いました。水深、水質、プランクトンから全部調べて、どんな貝類、魚類がいるか調べました。その中で、一番重要なのは湧水です。あのようなため池には必ず湧水があります。湧水ポイントがこの計画では完全に埋まってしまう。湧水ポイントには貴重な貝がたくさんいますが埋められて死んでしまう。これをどうするのか等色々な問題が出てきてしまう。ちょっと具体的ですが、池の水位をどこで保つか、斜面林をどうするのか、色々関連してくるので、まず、公園課としてどういう方針を示すのか決めていただくしかないのです。それを示していただいて、私の方からアドバイスをしたいと思います。

館下公園課長：ため池の水位ですが、説明会等で色々頂いた意見では、ご説明いたしましたケース 3 で整備をしたいということで考えています。水位は常時満水位、浚渫を予定しておりますので、浚渫をした後の水位を 1m30cm くらいで予定しております。ハスの繁殖についてお話いただきましたけれど、水位が 1m を超えればハスの繁殖は無いのかなと考え、水位を設定しています。提体の改修で、環境、生態系にどれだけ影響があるか明確にお答えできないのですが、この生息している生物については池の水を抜きながら、どういったものが生息していて、避難させなければいけないものは仮の池を作ってそちらの方に避難をさせるといったような措置をする予定であります。

岩田委員：まずは提体を整備しないと持たなくなっているのは確かで、本当はもう 10 年前くらいに補強しなければならなかった。私も、25 年くらいずっとあの場所で生物が絶えないようにするためのエコアップをやっていたのですが、提体の上で軽くジャンプすると実際

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

にわかるのですが、堤体がかなり液状化しています。その前に、周辺の木が大分大きくなっています。堤体に本来木は生えてはいけないのですが、枯れて倒れたりしています。枯れた後、しばらくすると根が枯れてきます。根が枯れた部分に沿って、今度は水漏れがおきます。そういうことがあって、堤体からかなりあちこち水漏れが起っているのが分かっています。そのままにしておくと堤体が崩壊します。しょうがないので、私の方で少しずつ池の水位を下げて、安全なところを探して、今の水位になっている。本来の水位から比べたら、30cm は下がっている。これから例えば 30cm 水位を上げるのであれば、廻りの斜面林の整備をする必要がある。ただ、周りの斜面林を急に整備すると、一気に土砂崩れを起こす可能性がある。館下課長が言われるのは、そこまで水位を上げないで、ということなのでしょうけれども、水位をあまり上げなければ堤体も小さくできます。堤体を新しく整備することによって、埋まってしまう湧水ポイント、そこに貴重種がいるのですが、それらは実は移動できない。生物に詳しい人なら分かりますが、淡水貝類は代謝率が非常に低く、長生きです。例えば、特別天然記念物のミヤコタナゴがなぜ増やせないかと言いますと、タナゴ自体は増やすのが簡単なのですが、タナゴが産卵する貝を育てるのが難しい。その貝が、ここに生息している。実はここが開発される直前にまでいったものですから、その時に、神奈川県のみやこタナゴを保存する委員会があって、そのメンバーをここにその貴重な貝がいると案内しました。開発直前になったものですから、どうもそのメンバーの一部が貝を持って行って、保護活動に使ってしまった。もうちょっと手際よく行えば、文化庁に補助金を受けられたのですが、例えば、千葉県の旧夷隅町はそれで、5 億円補助を受けている。そこでは外来種がいたということではありましたが、谷戸の池では、一回かいぼりしてしまわなければいけないのですけれども、まず外来種を駆除してしまう。天然記念物を保護する池として厳重な管理を出来れば、助成金を受ける可能性もかなりあると思います。そういうのも念頭に入れておいてもよいのではないかと考えています。そのためには貝が生きていないといけない。それを私は一番心配しています。貝は移動させたら多分死にます。その生命線になっている湧水があるところは分かっています。なぜなら、湧水に特異なプランクトンがいたからです。その貝はほとんど絶滅状態になっています。ハゼの仲間のヨシノボリが、普通は川で産卵して、孵化すると海へ行き、汽水域のところで育って、また川に戻ってくるのですが、ここにいるヨシノボリは 2 種類いて、一生この池の中で生活するタイプもあります。そのヨシノボリのエラに貝の幼生が着生して、半分寄生なのですが、それで貝は成長します。ここには、そのような特殊な循環があるので、もし、そのヨシノボリがいなくなったら、貝も世代交代ができなくなってしまう。その辺りを全然最近調査していないのですが、昨年、私、そのヨシノボリを 1 尾だけ確認しました。ブラックバスを池に入れられてしまったものですから、貴重な魚類はブラックバスにかなり食べられているのだと思います。あまり、生き物を安易に移動させないで考えた方がよいと思います。

興水会長：今後起こるであろう配慮事項について、今、ご指摘いただきましたが、今日は実施設計

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

がこうなりましたという報告なので、その中で岩田委員からご指摘があったように関連のあることがたくさんありそうなのですが、今日は実施設計の説明に留めておきます。今後、資料 2-2 にありますように、伺った市民の方のご意見も踏まえて、実施設計をある程度更に進めて、確定していく。確定しましたら、それをどうやって進めていくか、という次のステップがあります。その反対で、色んなことが起こり得る。こういう自然豊かな公園作り、普通の公園とは非常に違いますから、自然状況の変化に順応的に考えなければならない。慎重に考慮しなければならない。それから、実際に工事が発生しますと、工事管理として、持っている場所の特質が失われないようにしていかなければならないので、慎重に進めていかなければなりません。今日はその話ではないですが、事務局の方でステップを進めるに従って、注意事項、留意事項が出てくると思いますが、慎重に進めていってほしいというご要望を受けました。もし、何かあれば、その都度ご指摘をいただければと思います。

岩田委員：一つ提案をして良いですか。太陽光発電の予算が無いので、という話があったのですが、実は環境政策課に聞いてもらえばわかるのですが、小学校の屋根を企業に貸せば、塗装費から設置費用まで全て企業に負担してもらえる。しかも発電した電気は小学校で全て使え、更に非常時には利用できる、そういう契約が確かありました。特に鎌倉市内には大手の電機会社があります。そこはそういうのを沢山作っていますし、スマートハウスのモデルルームも作っています。そこにちょっと相談して、協力してもらえないかやってみたらいかがですか。そうすればお金もかからず、むしろお金を生み出してくれるかもしれません。そうすれば、予算がなくて、管理施設が本来より小さく設計されているかもしれないので、設計が変わってくるかもしれません。ちょっと検討してみてください。

館下公園課長：太陽光発電ですが、経費の関係というより、今回計画している建物の向きですね。設置の方向が東向きで、発電量が充分確保できないという検討結果で、今回見合わせています。

岩田委員：谷戸の池の尾根の方にある資材置き場でもダメですか。小さいからダメなのですか。

興水会長：可能性があるならば、この公園の趣旨に大変合うわけですから、今後も検討していけばいいかな、と思います。それから、可能性があっても、木が茂ってきちゃって日陰になってしまったということになったら、また問題が起こります。そういうことで、私は変化に対し、順応的に、柔軟に考えていく必要があると思います。「実施設計ができました。がっちりこれでいきます。これ以外にありません。」という話では決していない。

岩田委員：一番心配しているのは、実際に管理する時なのですが、どこが管理するかは将来の話なのでわかりませんが、例えば、(公財)鎌倉市公園協会が管理するとなれば、既存の中央公園と隣の谷戸の拡大地域と両方兼ねるのでしょう。例えば、連携して管理することを考えた場合、離れたところの連絡方法、セキュリティの問題とか、考えておかなければならないと思います。その辺りが実施設計に書かれていない。後で考えても良いのですか。

館下公園課長：鎌倉中央公園は(公財)鎌倉市公園協会が指定管理しているのですが、確かに一山超

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

えて台峯緑地ということになりますので、ちょっと地形的に簡単に行ったり来たりできませんので、今予定しています体験作業棟 2 棟のどちらかに管理事務所的な物を設置して対応していくことになると考えていますけど、具体的にセキュリティですとか、今この段階では整理できていません。

岩田委員：多分広町緑地は既にオープンしているので、色々そのノウハウも蓄積されていると思うのですが、広町と違って台峯は池があるので、なんらかの事故があった時が一番怖いのですが、そういう時の体制を今から考えていく必要があると思います。夫婦池公園もオープンしていますし、整理すると良いと思います。

齊藤公園課課長補佐：先ほど岩田委員から提体についてご意見があったのですが、市としては、ボーリング調査の結果において、地震時に崩れると別途整備をしなければならない結果が出ていますので、提体を直すのが基本的な方針です。先ほど岩田委員からのご指摘がありましたとおり、ご意見等を伺いながら調整等をさせていただきたいと考えています。

興水会長：他にご質問、ご意見はありますか。

北山委員：ゾーニングのところなのですが、里山再生ゾーンのところで、スギ・ヒノキ等の二次林の再生を図る、との説明があったのですが、里山の再生というイメージからすると、スギ・ヒノキよりもクヌギやコナラ、薪炭林みたいなイメージがあるのですが、スギ・ヒノキということにした理由はあるのですか。

加藤公園課職員：スギ・ヒノキを植樹されていたと耳にして、スギ・ヒノキの林として再生するというようにしています。

北山委員：私は花粉症ではないが、最近あまりヒノキを再生するというのは聞いたことがない。

岩田委員：ちょっと補足します。神奈川県が花粉の少ない種を作っています。自然なものを志向するのであれば、スギ林はいらないのではないかなという意見はあると思うのですが、谷戸の奥ですと、環境的にスギの木が適していますので、そういう意味でもある程度スギ林はあった方が良くと思います。そういうところでは例えばフクロウが日中休む場所として使うとか、色々な利用の仕方があるので、なるべく特定のものに揃えるのではなくて、多様性のある環境をたくさんあちこち配置するのが基本なので、スギ林で良いと思います。ただ、本当に 100 年、200 年レベルとなると、鎌倉で言えばムクノキの大木が各地の谷戸の奥にあります。それが、大木に移行するかどうか。やはり、今後維持管理するときに、間伐したり、除伐したりする。そういう時に皆さんで考えられると良いのではないかと思います。

興水会長：実施設計では、どの場所で植林的なものをしますか。

加藤公園課職員：初期整備では植樹はしません。ゾーン分けをして、基本設計からの継承をした上で、維持管理をしていきたいと思っています。

煙原委員：提案等 3 点ほどあります。入口に案内板ができるということですが、たぶん、散策路の地図も設置されるのではないかと思います。その時に資料 2-1 の 8 頁で、階段、ロープ、柵の位置の表示があるのですが、もしこのような地図を使うのだとしたら、私も見間違えてしまいましたが、ずっと散策路が続いた上に、階段が別途用意されているように見えま

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

す。実際は散策路が途切れて、階段になって、また散策路が現れるといったようですので、表示するときにははっきりと階段は階段、階段を上れない方はここで終了ですよ、みたいな表示をしていただきたいと思います。2 点目は、身体障害者の方の駐車場が清水谷戸だけだと思いますが、例えば車椅子の方だけでなく、歩くのが困難な方にとってもそうですが、入口から入ってすぐ階段になるのですよね。清水谷戸からだとも入口からすぐ階段になってしまうのです。本当にわずかなところしか楽しめない。日当入口から行ってもわずかなところしか楽しめない。梶原入口ですと、比較的長いところを楽しめますから、工夫してできるだけ距離を長く楽しめるように、駐車場を設けていただけるようにしたいかなと思います。それから 3 点目は提案なのですが、今回自然エネルギーを使わないということでしたが、全部を自然エネルギーにすることは、確かに日当たりも良くないし、常時発電できるとは限らないのですが、一部を自然エネルギーで使ったら、と思います。1 月 13 日の朝日新聞に出ていたので、ご存知の方もいるかもしれませんが、煙突がなく、煙も出なくて、それでいて火力が結構良いストーブがあるようです。こういう物を使えば、管理棟辺りで暖房の代わりになるのではないかという気がしますし、そんなに高価でなく、それでいて災害時には役に立つと思うのです。ですから、全部を賄える様にはではなく、少しずつできるところはやっていって、自然の中でやっていく方法で、気持ちがあったかくなるような感じが生まれてくればいいかなと思います。

興水会長：公園の案内板は、利用者に対して親切丁寧に情報提供するような工夫をするのが一番ですね。体の不自由な方に限らず、ご高齢の方に対しても公園全体の利用促進が図られるような工夫を持っていた方が良いですねという意見、そのとおりですね。3 番目の自然エネルギーについて、使う、使わない、という〇か×の話ではなく、今後、技術の進歩、変化や商品の改良もあるでしょうから、全面的に使う、使わないではなく、一部使うとか可能性もありそうなので、ぜひ考えていってくださればと思います。

二松委員：太陽光発電イコール屋根と考えないで良いと思います。斜面でも利用できるし、平地でも南向きのところがあれば利用できますから。屋根と限定するとこういう結果になる。私、環境の方を少しやっていますが、屋根瓦みたいなものもある。色々できます。少し柔軟性をもって考えていただければ、可能性も広がるのかな、と思います。

興水会長：発電効率だけを考えると、屋根に 33 度でくっつけると良いとなりますが、そうではなくて壁もあるでしょう。

二松委員：平地に置いたって良いのです。

興水会長：柔軟な発想をお願いします。他にいかがでしょうか。

志村委員：大体この計画を読んでいるとリアルに計画が進んでいくのだな、とわかったのですが、今後その計画や完成予想を市民に示した時に、特に景観の視点から見ますと、やっぱり公園とか緑地が中心で、その重要性、価値等の意味を正しく伝えてほしい。専門目線で見ますと等高線でわかるのですが、やっぱりちょっと平面だけでは伝わりにくいと思う。稜線があって、谷戸があって、また稜線がある。次の谷戸の向こう側に鎌倉中央公園がある。

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

でこぼこの関係と奥行とそこに川が流れて、水がたまっている。地形立体とその植生や生活の関係というのが非常にわかりやすく、それを体験して貰えること、それを一つに見えること、そのために随分広い土地を買って作るのだよというのが、市民の理解を得るためにも、やはり立体で見せられると価値がすごく高まるような気がする。それで先ほどの階段の問題も、具体的な表現はちょっと難しい宿題ですけれども、たぶん谷戸の北口の入口などから見た側で立体展開したら、その構造がよくわかる。特にこの中で言う 4 のゾーンというのが景観緑地の保全ということですが、横須賀線側から見える、北鎌倉側から見た稜線の部分を実は買い取るつもりでいて、その緑地景観が重要だ、という話だと思うので、当然この中に横須賀線から見た時の、この山のこの部分が守られるのだ、という部分を示すべきだし、できればその写真の中のこの平面の土地を買おうとすると、どのくらいの緑が大丈夫なのかなというのが出て行く。この先も使っていいじゃないかとか、ずっと伝わっていくことは大事だねといった市民理解を助けることになる。僕らはどうしても設計マターとか専門マターとかで、平面図上見てしまうけれども、そんな市民の価値観を助けてぜひやっていただければいいかなと思います。

加藤公園課職員：パンフレット等を作成する時に、そういった写真を生かすとかをしていきたいと思います。

二松委員：8 割くらい買い取りが進んでいる。ここまで来たか、数年したら供用できる計画を進めていращやるのに感心しました。ため池の件ですけれども、非常に気になったのは外来種がいるのですかと質問したら、ブラックバスとかブルーギルがいますと回答があった。それらをかいはりで排除するとき、在来の魚種とか水生昆虫をどうやって保護するのでしょうか。地域や季節によって、昆虫の生態系も違いますから、かいはりの時期によって影響がかなり違ってきます。鳥とか動物は目に付きやすいのですが、昆虫類にも目を配っていただきつつ実施していただきたい。それから、表記が全て里山というゾーニングになっていますが、今回全く手付かずの部分を残すこともありますか。

加藤公園課職員：全くの手付かずということではなくて、植生遷移とかはゾーニングで分けられています。そういったものは、多少なりとも手を入れることが適当だとは思っています。

二松委員：雑草類も含めて、昆虫の生態を理解していただいて、管理していただきたい。

入江委員：お願いと質問です。緑の基本計画がこのような形で作られて、先ほど煙原委員のお話にもありましたが、低炭素社会を迎えるにあたって、その部分はぜひもう一度ご検討いただければというお願いです。やはりあれだけのバイオマス資源が廻りにあるわけですから、その資源を生かすということをぜひ考えていただきたい。広町とはまた全然違うと思います。鎌倉中央公園と隣接している場所にできるわけですし、その里山をどう活かすかということを考えてみては、とお願いしたいです。現場発生材を活用する場合にはどうしてもストックヤードが必要になると思うのですが、そのバイオマスセンターみたいなストックヤードを園内に確保するのか、あるいは鎌倉中央公園で確保するのか。現場発生材を活用しますと言っていますが、ストックヤードをどう確保するのか。もう一つ、運営のことで

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

すけども、グリーンマネジメントを進めていく上で、鎌倉市にとっても、ここは、量から質へという保全してきた経緯から、活用していくというフロントランナーになる場所でもあるかなと思っています。ぜひそういった観点からも運営をどうするかということ積極的に、考える余地があるならばそういったこともお願いしたいと思います。

興水会長：ひとつだけバイオマスについて、今まで出てきたものについてお答えください。

館下公園課長：この実施設計の中でも検討していますが、バイオマスエネルギーということになると、まとまった量を安定的に供給する、その上でコンスタントに発電していくということになります。議会でも話題になりますが、まとまった量を安定的に供給するということになりますと、環境部の方で集約して一箇所でエネルギー発電する規模で考えていかないといけない。(仮称)山崎・台峯緑地で発生する木材だけでは難しいと考えております。

興水会長：バイオマスを熱エネルギーとしてどう回収するか、ということをお聞いているのではなく、こういう公園ですからバイオマスは一杯発生するでしょう。それをどう利用するのですかということです。それにはエネルギー回収もあるでしょう。色々な利用があるでしょう。それについて計画をきちんとしていないと、結局ゴミになってしまうから、あらかじめバイオマスの利用を考えていかないとまったくないことになるので、今のうちからその辺りも考慮しておく必要があると思うということだと思います。

入江委員：エネルギーという問題ではなくて、バイオマスを資源としてどう活用するのかということです。発生した間伐材を熱として回収するのではなくて、階段、柵、フェンスにしたりする時の、材をきちんと置いておく場所を前もって作っておかないと単なるゴミになる、ということです。あるいは仕組みもそうですけど。

興水会長：色々な利用の仕方がある。熱エネルギー、材もあるでしょう。色々な利用について、どうしたらよいかと今のうちから考えておく必要があります。一番大事なのはストックヤードということです。手に余って、ゴミになって困るので。

藤原委員：広町と違って、台峯は歴史的な遺構が結構ある。鎌倉市は世界遺産を目指したのだから、保全とか活用を考えていかなければならないと話しました。昔は看板を立てるという話をいただいたのですが。それが全然見えてこないのですが、無くなっちゃったのですか。例えばやぐらとか、歴史的な遺構が結構あるのです。そういったものを保全して、活用していくような格好がある。

加藤公園課職員：実施設計の中で、やぐらの調査をしました。やぐらと思われるものがみつからなかった。都市緑地候補地については、実施設計の対象になっていなかったのも、もしかしたらそちらの方にある可能性もありますので、見つけ次第、看板等設置をいたしまして、明示できるような形にしていきたいと思っています。

藤原委員：随分前に見たのですが、報告書にやぐらがあったと書いていたような気がする。

興水会長：時間が経つと確かに崩れていくというのがありますね。今日、ここでこの実施設計が決定するという趣旨ではなくて、ご報告ということですので。

岩田委員：資料 2-1 の 42 頁で、概算で工事費が出ているのですが、実際にどのくらいの金額が実現

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

可能なのか。いつ頃スタートできるのか教えていただきたい。

館下公園課長：資料 2-1 の一番最後の頁に工事費を載せさせていただいていますが、スケジュールとしましては平成 28、29 年度の 2 ヶ年で整備をして、平成 30 年度当初の開園を目指しています。平成 28 年度はため池の堤体の改修とそのために必要な仮設道路の整備、ため池の改修をしたいと思っています。2 億 8,800 万円という数字が挙がっています。初年度は今のところ実施計画で採択されています 8,500 万円で、29 年度は残りの 2 億円。国から補助金がもらえるかと言いますと、そこまでは難しいのかなと。東日本大震災以来補助金は先細りしてしまっていて、補助金をどこまで回していただけるかということは未知数の段階でございます。そういった中で、体験作業棟等全部で 5 棟予定していますけれども、こういったものを市民団体の方と話し合いをしながら、予算の状況によっては数を減らすなりといった相談をしなければならないかな、という状況でございます。

興水会長：ご意見色々とお有りだと思いますので、事務局の方に色々話してください。実施設計の報告を色々承ったということです。ありがとうございました。

(2) 緑地保全推進地区制度の見直しについて

興水会長：緑地保全推進地区制度の見直しについて、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：緑地保全推進地区制度は、本市独自の緑地保全制度、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として創設し、これまでに 7 地区、36.35ha を指定しています。

そして現在までに、鎌倉市緑の基本計画に基づく施策の進展により、緑地保全推進地区に指定された区域の多くの部分では、特別緑地保全地区をはじめとした緑地保全に係る法制度が適用され、既につなぎ策としての役割を果たしているところがあります。

こうした状況を踏まえて、このたび、緑地保全推進地区制度について、その一部を見直すことを検討いたしました。

本日、その内容を当審議会に報告の上で、制度見直しの事務を進めてまいりたいと考えております。それでは、担当係長より説明させていただきます。

林みどり課係長：資料は 3-1 から 3-9 までございますが、資料 3-1 が、このたびの制度見直しの考え方をまとめたものとなっておりますので、まずはこれに沿ってご説明いたします。

只今、課長からも話がありましたけれど、緑地保全推進地区制度は、平成 9 年に施行した「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」に規定されて以来、平成 17 年までに 7 地区、36.35ha を指定しています。

この制度は、その指定地区内において開発や木竹の伐採等の行為を行う際に、市長との協議を義務付けているものであり、許可制度とは違い行為を制限するものではありませんが、行為をしようとする者と対等に話し合う場を持つことで、緑地の保全に向けた一定の抑止力を発揮するものです。

また、資料 3-1 の 2 に、「鎌倉市緑の基本計画」の抜粋を掲載しておりますが、「内容」という欄に記載がありますとおり、緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として位置

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

付けております。そして、現在までに、緑地保全推進地区に指定された区域の多くの部分では、緑の基本計画に基づく施策の進展により、様々な法制度が適用されております。

1 枚めくっていただき、3 の一覧表、4 のグラフ、そして 5 として別紙の A3 の図面をご覧くださいと、その様子がお分かりいただけると思います。

3 の一覧表では、それぞれの推進地区で、近郊緑地保全区域や同特別保全地区、特別緑地保全地区、都市公園、保安林といった具合に、担保性の高い法制度が重複して適用されている状況を記載しています。

4 の法指定等面積の変遷のグラフでは、全体として、緑地保全推進地区において徐々に施策が進展し、法制度適用の面積が大きく広がって、平成 19 年 12 月時点では既に 8 割近くを占めており、現在に至っていることが分かります。

続いて 1 枚めくっていただき A3 の別図をご覧ください。少々細かくて申し訳ありませんが、右上の凡例をご確認いただきながら見ていただくと、北東側の岩瀬地区では全域が近郊緑地保全区域および同特別保全地区、また一部ではさらに保安林が指定されています。その南の六国見山森林公園地区では、その名のとおり、一部を用地取得しまして既に風致公園として整備・供用した他、保安林も指定されています。

西側の北から順に岡本地区、昌清院地区、寺分一丁目地区では、多くの部分で既に特別緑地保全地区を指定しています。

その南の青蓮寺地区および小動岬地区でも、かなりの部分に保安林が指定されています。このように緑地保全推進地区において、法指定等が重複した部分では、開発行為をはじめとした何らかの土地利用行為が行われようとした場合、緑地保全推進地区制度における市長との協議とあわせて法制度による厳しい行為規制等との、2 重あるいは 3 重の事務手続きが必要となっています。

こうした状況を踏まえまして、このたびの制度見直しでは、緑地保全推進地区のうち、より厳しい法指定、担保性の高い法制度適用がある土地において行われる土地利用等の行為の規制については、法制度に行為規制の役割を委ねまして、事務の簡素化と合理化を図るとともに、あわせて、法制度の重複がある部分における緑地保全推進地区の「つなぎ策」としての役割は果たされたものとして、これを完結させようとするものです。

続きまして、資料 3-2 をご覧ください。これは、緑地保全推進地区と他の法制度を比較したものです。特に、4 段目の「開発等の行為の制限」に記載しておりますとおり、緑地保全推進地区では「市長との協議が必要」となっているのに対し、保安林では「県知事の許可が必要」、近郊緑地保全区域では「県知事から事務委任を受けた市長への届出が必要で、市長は助言や勧告をすることができる」、特別緑地保全地区では「市長の許可が必要」となっています。また、制度の趣旨は違いますが、都市公園は基本的にその土地の権原を取得し、公の施設として都市公園法等に基づき財産管理しています。

それでは、具体的な制度見直しの方法について、ご説明します。
資料 3-3 をご覧ください。これは「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」でございまし

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

て、2 頁目の第 9 条から緑地保全推進地区に関する規定があり、第 13 条に「推進地区内において、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する行為をしようとするものは、あらかじめ市長と協議しなければならない。」とあります。

その後に続きまして、「ただし、災害のための必要な応急措置及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りでない。」とあり、つまり、市長との協議を必要としない行為については別途、施行規則に定めるとしています。次に、資料 3-4 をご覧ください。これは現行の「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例施行規則」です。先ほどの条例第 13 条ただし書きにより委ねられている規定が、この施行規則の第 3 条にあり、市長との協議を必要としない行為はこの第 1 号から第 5 号までに掲げるものとしています。

このたびの制度見直しでは、この施行規則第 3 条に掲げる、市長との協議を必要としない行為に、先ほどご説明した法制度が適用されている区域で行う行為を加えて規定しようというものです。

資料 3-5 をご覧ください。これは、規則改正の骨子として、第 3 条に追加規定しようとする項目をあげたものです。

資料 3-6 は、規則改正の新旧対照表(案)となっております。右側の改正案に下線で示している部分が、このたび改正しようとする内容で、先ほど説明させていただいた考え方に沿って、保安林、都市公園、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区で行われる行為について、規則第 3 条第 6 号として、新たな規定を追加しています。

資料 3-7 は、以上を踏まえた施行規則の改正案です。改正部分を下線で示しています。このように改正することによりまして、例えば、緑地保全推進地区で、さらに特別緑地保全地区にも指定されている土地において開発行為が行われようとした場合、緑地保全推進地区制度による市長との協議が行われなくても、特別緑地保全地区での行為許可申請が必要となり、都市緑地法に基づきその行為は厳しく規制されることになります。

なお、資料 3-8 は、関連する法制度の概要、資料 3-9 は各法制度の根拠法令を抜粋したのですが、この場での説明は割愛させていただきます。

以上が、緑地保全推進地区制度の一部見直しの考え方です。

本日の審議会の後、この内容をもって、規則改正に向けた事務を進めていきたいと考えております。

興水会長：緑地保全推進地区制度の一部見直しについて、重なっている部分を厳しい方に委ねると言うことについて少しスッキリさせようと言う趣旨です。ご意見ありますか。

北山委員：今回の制度改正は大いに結構で、むしろ早くするべきだと思うが、むしろ緑地保全推進地区そのものの条例としてのあり方ですが、つなぎとしての条例であったがそれなりの目的を果たしてきているということだと思うが、今後の推進地区をもっと独自性を持った条例に見直す必要があるのではないか、と言うことを検討課題にしてもらいたいと考える。単なるつなぎではなく、市としての緑の保全と開発との調和を図るような条例にしてもら

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

いたいとか、内容は検討してもらえばいいのだが、単なるつなぎとしてではなく、独自性のある条例にしてもらえばいいのかなと思う。意見です。

興水会長：そういう独自性のある制度で担保しなければいけないような開発等の危機にさらされている緑地が新たに発生する恐れがあるかどうか。

大場部長：このいわゆる緑条例というのは、平成 8 年に緑を守る条例を作って欲しいという状況にございまして、多くの皆さんに署名をいただいて、様々な考えで作りました条例でございます。二十数万人という市の人口を超える陳情で、今までに例を見ないものでした。とはいえ、古都保存法、首都圏近郊緑地保全法、都市緑地法といった緑を守る法令で既に整理が進んでいる状況であり、条例がどの部分を補えるかという様々な議論を重ねたところ、いわゆる都市緑地法の普通地区が法の先占領域が抜けているところで、そこをターゲットに市の方としては条例化するということで、条例そのものが無効とならないように配慮して作り上げていったものでございます。そういう意味で、この緑地保全推進地区につきましては当時そういう議論を積み重ねて保全と規制等々考えて作られたものでございます。今のお話につきましては、既にかなり長い議論を重ねて法制部局とも十分に調整した上でできあがったものですので、今のご提案につきましては緑の保全という観点ではなく、別の目的を持った条例のようなものでございますれば、何か開発と保全との調整という意味ではなく、条例化する余地が有ればそこを検討して考えていきたいと思えます。

北山委員：風致地区に近いような、条例でそういうニュアンスの制度があればいいと考える。開発の一方で緑を残していくような協議などの規制ができないかと言う感じがする。

越澤会長職務代理：この条例をつくる時から関わってきたので、大場部長の発言を聞いて思い出した。当時は一番厳しい緑地保全地区、今は名称が変わって特別緑地保全地区ですが内容は全く一緒ですが、鎌倉市には指定されていなくて、なぜかと言うと厳しい土地利用規制がされるのでなかなかすぐそこにはいかないだろうと言うことで、その前段の制度が当時法律になかったので市の独自性だけで市の条例で規定した。鎌倉には古都保存法と近郊緑地保全法が既に運用されていたので、その中には厳しい制度の前に緩やかな制度の指定があるので、鎌倉では理解されるだろうと言う判断でこの制度をつくったと理解している。全国的には珍しい制度で、今回は事務の重複している部分を一部簡素化しようと言うことですので、それは何もおかしいことではなく、北山委員の仰っていることで言えば都市緑地法改正の時に、建築時になるべく緑化をしていただく緑化地域制度を創設して、全国的な適用はそれほど広がっていないが国の制度改正はそのような方向で動いています。

現実には、家を建てたり開発をするのは基本的な財産権の長い歴史の中で私有財産の活用と緑の保全をどうやって折り合いつけるかと言う中でやってきたもので、現行制度は長年の議論の中でこういう風に落ち着いたということが事実です。

あとは、鎌倉で緑地保全地区の指定が一箇所もなかったところが、かなり進んだということで、当時緑地保全推進地区に考えたところの主要部が保全指定されたところは周辺部分の場合によっては解除するかしないかと言う具体のところは今後でてくる気がする。推

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

進地区で考えたところを何が何でも 100%と言う風には物事は行かないので、枢要部を押さえられたので残りのところはどうするかと言うのは今後の議論ですが、制度的にはかなり安定しているので私はこれでよろしいのではないかと考えている。ただ 20 年経ってきたので、もう一回実績を見て、確かに効果的に機能したことは間違いないのでそこは維持しながら一部直すことは直せば良いと考える。市の独自施策なので国の支援措置が入ってくることは無理なので、市も三大緑地で相当頑張ってきているので更に緑について投入ができるかどうかと言うことのバランス論もあると思う。

全国的に見れば相当頑張っている制度で、昔から関わっている者から見ればよくここまですべて運用してきたとも思う。

興水会長：いずれにしても資料 3-1 の 2 枚目にあるように他の制度で確実に保全されるようになったが、まだ青い部分もありこればどういった部分なのかと言うことも気になるが、越澤会長職務代理の言うように周辺の状況も含めてこの先議論していければ良いのではないかな。この報告については、制度の一部見直しについて事務を進めると言うことで承ったと言うことにいたします。

興水会長：報告事項は以上です。傍聴者の方に申し上げます。傍聴いただく範囲は以上ですので、ご退室をお願いいたします。

(暫時休憩 傍聴者退室)

3 その他

(1) 次回審議会日程について

興水会長：では、次回の日程についてお願いします。

永井みどり課長：次回の審議会開催ですが、現在の委員の皆様の任期が 1 月 22 日までとなっておりますので、議事の関係上 1 月 23 日の委員改選以降と考えております。

したがって、次回の日程につきましては、別途、事務局から改選後の各委員に対して、日程調整のご連絡をさせていただきたいと考えております。

興水会長：次回の日程は改選後の各委員に日程調整を行って連絡するということでお願します。改選後の委員への委嘱手続はどうなりますか。

永井みどり課長：改選後の委員の任期が始まる 1 月 23 日以降、最初の審議会開催の当日に、審議会に先立ち委嘱式を行い、市長から委嘱状を各委員にお渡しさせていただきたいと考えております。ちょっと時間があきますが大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

興水会長：他に、事務局からは、報告などございますか。

永井みどり課長：先ほど少々申し上げましたが、現在の委員の皆様の任期は本年 1 月 22 日までとなっておりますが、審議会は本日が最後となります。

学識経験者委員からは藤原委員が次期委員の継続を辞退されました。また市民委員の皆様

におかれましても本日が最後となります。

興水会長：22 日で任期が切れる訳ですが、藤原委員が最後となります。市民委員の皆さんも最後となりますので、藤原委員、市民委員のみなさんから、一言ご感想などをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤原委員：今回限りと言うことになりましたが、後任に学生時代から鎌倉で調査をして、今も鎌倉を主な課題にしている若い方が居りますので推薦をして内諾をいただきました。

どうも長い間ありがとうございました。

北山委員：2 年間ありがとうございました。この経験でいろいろ勉強させていただきました。この経験を市民として別の立場で活かしていきたいと思います。

煙原委員：いろんな意味で勉強させていただきました。ありがとうございました。それに比べて私の方はどれだけお役に立てたかな、と言う気がしています。新しい市民委員の方には担当の方から、市民委員の役割についてお知らせいただくのも良いかと思います。

二松委員：広町緑地の供用と台峯緑地の実施設計に少しでも接することができてうれしく思う。開発反対の市民の力と専門の先生、行政の力が相まって成果につながって、いい方向に進んで行くことを継続していただきたいと思う。

興水会長：ありがとうございます。事務局からは、何かございますか。

永井みどり課長：ありがとうございます。本日が最後と言うことでまちづくり景観部長から皆様に一言お礼を述べさせていただければと思います。

大場部長：私は、平成 7 年から緑行政に関わらせていただいています、緑政審議会は緑の保全に非常に重要な役割を果たしていただいて、実績があがっていて、日本国内でも 1 位 2 位を争う実績です。これは皆様にご意見、お力添えをいただいてここまで来られたと考えています。これからも緑政審議会が重要な役割を果たしていくと考えます。ややもすると財政難の中で緑地を保全していくことに、本当に今そういうところにお金を使っていいのかと言う議論になってしまうこともあります、緑地は鎌倉の基盤です、これからも頑張っていきたいと思います。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

興水会長：事務局も非常に勉強熱心で、実際に施策の実行に向けて真剣に取り組んできていることに敬意を表しており、審議会としても感謝申し上げます。

他に委員の方から何かありますか。

越澤会長職務代理：私も 20 年以上関わってきて、広町もオープンしてここまで来たな、と思うが行政も関わってきた方が次々定年になりますので、古都法も 50 周年になりますし、少し経緯を若い方が見られるようにまとめた方が良いのではないかと考えます。これは当時関わった人がやらないとできないことなので、そういう取りまとめをやってみたいと考える。行政サイドと審議会の動きをきちんとまとめて、広く多くの市民の方の活動もありましたがそれは別の形でまとめるのでしょうか、一回当事者がいるときにまとめないとわからなくなってしまうので、文書の保存期限もあるでしょうし行政側ができないことを本来の緑政審の審議と同時並行で経過をまとめるということを考え、提案したい。

資料 1

第 63 回鎌倉市緑政審議会資料

少し長期になりましたので、ぜひ審議会として経過をまとめて次の方にバトンタッチと
言うことでお願いしたい。

興水会長：鎌倉市は全国の自治体を見ても緑地保全については先進的にやって実績もあげてきた。
大変素晴らしい自治体です。

そういう意味では三大緑地も含めてこれまでの経過をまとめれば、鎌倉市だけのためでな
く全国の緑地保全に取り組んでいる自治体にも有益な情報を与えると考えますので、事務
局の方でもお手伝いしてもらえるのであれば会長職務代理の提案も含めていかがでしょ
うか。

大場部長：まさにそういうことが忘れ去られていってしまう。それをきちんと残していかなくては
いけないだろうと行政サイドとしても考えます。なかなか大きなお金をかけてと言うこと
は難しいかもしれませんが、きちんとこの歴史を後世に残していくと言うことは非常に有
意義と考えますので、会長職務代理にもご指導いただければ、事務局もそのような努力を
していきたいと思っています。

興水会長：ぜひ、ではそういうことでお願いします。

(4) 審議会確認事項

興水会長：本日の確認事項を事務局からお願いします。

(確認事項配付後、説明)

永井みどり課長：第 62 回(平成 27 年度第 2 回)鎌倉市緑政審議会確認事項

日時 平成 28 年 1 月 15 日(金) 15 時 00 分から 17 時 20 分

場所 鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会議室

1 審議事項

(1) 傍聴者の取り扱いについて

次第 2 の報告事項を公開することとした。

(2) 会議資料の公開について

本日の会議資料は、資料 2 及び資料 3 を傍聴者に貸与することとした。前回議事録は、
鎌倉市情報公開条例に基づく手続により公開することとした。

(3) 前回議事録の確認

議事録を配付し、委員の確認をもって了承した。

2 報告事項

(1) (仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について

(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について、事務局から報告がされ、出された意見への
対応等については、個別に説明することとなった。

(2) 緑地保全推進地区制度の見直しについて

緑地保全推進地区制度の見直しについて、事務局から報告がされ、了承された。

3 その他

(1) 次回審議会日程調整

平成 28 年 1 月 23 日の委員改選以降の開催について、後日、日程調整することとした。

(2) 提案

越澤会長職務代理から緑政史のまとめの提案があり、審議会として編集、事務局は協力することとなった。

(3) 審議会確認事項

本日の審議会での議論を本確認書で確認した。以上です。

興水会長：確認事項について、何かありますか。

(意見なし)

興水会長：特にご意見がなければ事務局が配付した書面のとおり確認したことといたします。それでは、本日の緑政審議会は、これで終了したいと思います。ご審議いただきまして、ありがとうございました。